

# 北方型長期優良住宅推進協議会

## 設計事業者及び住宅事業者募集要領Q&A

当協議会への参加を予定している道内の事業者から寄せられた、応募申請などに係る質問への回答をまとめました。応募申請書等を作成する際の参考にしてください。

- Q1 応募申請書が「設計事業者」と「住宅供給事業者」の2種類ありますが、どちらでも申請可能ですか？
- A 「設計事業者」とは建築設計・施工監理を業とする専門の建築士事務所を指します。建設業許可を取得している工務店の多くも建築士事務所登録を行っていますが、この場合はあくまでも「住宅供給事業者」として応募申請を行ってください。両方に応募申請することはできません。
- Q2 応募申請書の添付書類は原本が必要ですか？ 写していいのでしょうか？
- A 添付書類のうち、定款と決算書については写して構いません。納税証明書は原本を添付してください。いずれも国の補助事業を実施する上で必要と思われる法人（設計事業者は個人も可）としての適格性（事業の継続性など）を判断するためのものです。道税については道税事務所または支庁から「資格審査請求用の証明」（道民税と事業税を一括したもの）、消費税及び法人事業税については税務署に「その3の3税金非滞納の証明」を発行してもらい添付してください。個人の設計事業者の場合は所得申告した際の書類（建築設計・施工監理業務の継続的な実施が分かるもの）を添付してください。
- Q3 現在、B I S - E 認定試験の書類審査の結果を待っているのですが、これは応募事業者の要件として認められるのですか？
- A 社団法人北海道建築技術協会が実施している今年度のB I S認定事業のうち、B I Sは2月15日に認定試験が実施され、B I S - Eは2月27日に申請書類を締め切り、3月3日に書類審査、3月6日に面接がそれぞれ行われます。当協議会の参加事業者募集においては、今年度中に実施されるこれらB I S及びB I S - E 認定試験の合格者についても応募事業者の要件として認める方針です。B I S及びB I S - E 認定試験の合格発表前、または合格者の登録申請前に、当協議会への応募申請を行う場合には、B I S及びB I S - E 認定技術申出書（別添様式3）の記載欄に受験者の氏名を記入するとともに、その欄外に「3月6日に面接」「3月3日の書類審査待ち」など現在の受験状況をお書きください。当協議会で合格者の名簿を照合し、応募事業者の要件を満たしているかどうかの確認を行います。認定試験の合格者は社団法人北海道建築技術協会に速やかに登録申請を行ってください。後日、応募事業者にB I S及びB I S - E 認定技術者申出書を再提出していただき、要件について確認します。
- Q4 協力関係企業のB I S等認定技術者に設計・施工監理を依頼する場合、その協力関係企業は「同一地域内に所在するものに限定する」とありますが、「同一地域内」とはどの程度の範囲を指すのですか？
- A 応募事業者の参加要件としては原則として、自社の社員がB I SまたはB I S - Eの認定資格を有していることが条件です。北方型住宅の建設実績（北方型住宅E C Oモデル事業を含む）を持っているものの、自社の社員がB I SまたはB I S - Eの認定資格を持っていない場合は、協力関係企業の認定技術者に設計・施工監理を依頼することが可能ですが、実質的に施工監理等が行える同一地域内（建設地から片道2時間程度まで）の企業に依頼するようにしてください。
- Q5 平成21年度「長期優良住宅先導的モデル事業」は、長期優良住宅普及促進法に基づく長期優良住宅の認定基準に適合することが条件とされていますが、どういうことですか？
- A 国土交通省が発表した「長期優良住宅先導的モデル事業」の平成21年度第1回募集要領によると、同事業に提案するモデル事業は長期優良住宅の認定取得が基本的な性能の必須要件となっています。「北方型長期優良住宅推進協議会」の提案が国交省に採択され、参加事業者がモデル事業を実施する場合は、6月4日から所管行政庁が行う長期優良住宅の認定を受けなくてはなりません。長期優良住宅の認定基

準は、北方型住宅の設計施工基準に比べて耐震性に関して「耐震等級2」への適合が新たに追加されます。当協議会への参加を応募する際には、モデル事業の実施に必要な技術的な対応（気密性能試験の実施など）について十分考慮した上で、お申し込みください。

北方型長期優良住宅推進協議会・事務局 担当：野島

株式会社北海道住宅通信社

TEL011 (864) 8580 FAX011 (864) 6321

e-mail：[info@juu-tsuu.jp](mailto:info@juu-tsuu.jp)